

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 44

処 分 名	受給者証の再発行	
処 分 の 概 要	破損、紛失等した受給者証を再交付申請に基づき再発行を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)	
条 項	第18条の6第9項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標 準 処 理 期 間	計	5日
審 査 基 準	<p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について及び、松山市児童福祉法施行細則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法施行規則 第十八条の六（児童福祉）法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 ⑨ 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。 ⑩ 前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄 三 申請の理由 ⑪ 通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。 ⑫ 通所受給者証の再交付を受けた後、失った通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。